

令和5年6月20日

学生各位

保証人／学費負担者各位

## 新型コロナウイルス感染症にかかわる欠席について

学務センター

\*令和5年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されます。これに伴い、文部科学省高等教育局高等教育企画課「令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」（令和5年4月28日）を踏まえ、令和5年5月8日以降当面の間、本取扱いを下記のとおりとします。

赤字は令和5年5月2日版からの主な変更点です。

新型コロナウイルス感染症にかかわる対面授業の欠席について、下記の場合は、一部のケースを除き、所定の手続により成績評価等において不利益のないようにいたします。

なお、一部のケースを除き、欠席の申請は科目ごとではなく、申請期間中のすべての科目について適用されるものとします。

### 1. 新型コロナウイルスに感染した場合

提出書類：下記①、②とも提出のこと。

①欠席届

②医師の診断書・入院証明書等**新型コロナウイルス感染症に罹患したことが明らかとなる書類（領収書のみは不可。治療・療養期間の記載があること）**

\*療養期間（欠席期間）は、発症から5日間が経過し<sup>1</sup>、かつ症状軽快<sup>2</sup>後1日を経過するまで<sup>3</sup>です。

### 2. 学生本人または同居家族に基礎疾患等がある場合

提出書類：下記①、②とも提出のこと。

①欠席届

②医師の診断書

\*本事由による欠席については、実験・実習等出席が重視される一部の科目の場合、「所定の手続により成績評価等において不利益のないようにする」取扱いは適用しません。詳細は所

---

1 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。  
2 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。  
3 文部科学省「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」令和5年4月28日

属学部の教務担当窓口にお問い合わせください。

\*病歴等については秘密厳守といたします。

\*基礎疾患の範囲は別紙を参照ください。

以上の場合については、下記の手続を行ってください。

ただし、「2. 学生本人または同居家族に基礎疾患等がある場合」については、所属学部等の教務担当窓口にお問い合わせください。

- WebClass「メッセージ」により、欠席の旨、各担当教員にお伝えください。原則として、欠席する授業日の前日までにご連絡いただくこととしますが、入院等でただちにこれを行うことが困難な場合は健康回復後でも結構です。

ただし、できるだけ速やかにご連絡ください。なお、授業期間終了後の申し出には対応できません。感染等にかかわる情報はプライバシー保護の観点から取扱には十分注意します。

- あわせて、欠席届に必要事項を記載の上、健康回復後、他の必要書類とともに、所属学部教務担当窓口へ郵送または持参してください。

欠席届の様式は、統合ポータルサイト（学務システム）内の「学生支援タブ」からダウンロードし、必要事項を記載の上、手続きをしてください。

統合ポータルサイト > 学務システム (Campusmate-J) > 学生支援タブ

- 担当教員から、WebClassにより欠席回数相当分の授業内容・学修課題等が提示されるので、健康回復後、指示にしたがって学修・提出してください。

以 上

別紙 厚生労働省による「基礎疾患を有する者」の範囲

- (1) 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
1. 慢性の呼吸器の病気
  2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
  3. 慢性の腎臓病
  4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
  5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
  6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
  7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
  8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
  9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
  10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
  11. 染色体異常
  12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態）
  13. 睡眠時無呼吸症候群
  14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- (2) 基準（BMI 30 以上）を満たす肥満の方

出所) 厚生労働省ウェブサイト「[高齢者以外で基礎疾患を有する方について](#)」 2023/03/23  
アクセス